

## 《データ伝送利用規定》

### 1. (取扱方法)

- (1) パソコンバンク等データ伝送サービス（以下「伝送サービス」といいます）の利用に際しては、本人確認に必要なコード（パスワード、ファイルアクセスキー、センター確認コード）、データ送・受信に必要な事項等をデータ伝送サービス利用申込書により届出るものとします。
- (2) データ伝送サービスの取扱に関するデータの仕様は、当社所定の「E Bサービス取扱仕様書」によるものとします。

### 2. (本人確認)

- (1) データ伝送サービス利用に際しては、当社で受信した本人確認のためのコード等が、あらかじめ届出のコードまたは当社所定のコード等と一致したときは、当社は送信者を契約者本人と認めデータの受信を行います。
- (2) 当行が上記(1)によりデータの受信を行ったうへは、本人確認のためのコードの盗用、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 3. (データ処理)

- (1) 当社は、上記2. により受信したデータにもとづき振込・振替・納付に関する処理を行います。
- (2) 当社へのデータ送信の際には、あらかじめ「おなまえ、データの種類、指定日、合計件数、合計金額、取扱担当者」等を記載したデータ伝送依頼合計票等をファクシミリ等により当社所定の場所に送付してください。なお、取扱担当者はあらかじめ当社所定の書面により届出るものとします。

### 4. (障害時の取扱等)

通信回線の障害、機器障害その他の事情により伝送すべき日時までに伝送できなかった場合または当社が受信したデータに瑕疵がある場合には、ご指定どおりの処理ができない場合があります。

### 5. (機密保持)

データ伝送サービス利用により知り得た情報およびその他一切の事項について第三者に漏洩してはならないものとします。

### 6. (取扱手数料)

- (1) データ伝送サービス利用に関する取扱手数料は、当社所定の料率と計算方法により1か月分（消費税を含みます）を後払いの方法で、毎月当社所定の日にお支払いください。  
また、基本利用手数料は月間の契約日数にかかわらず1か月分全額を申し受けます。当社は基本利用手数料を変更することができます。
- (2) 取扱手数料の支払方法は、預金口座振替の方法によるものとします。この場合、支払指定口座からの引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。

### 7. (届出事項の変更等)

データ伝送サービスの届出事項を変更する場合は、直ちに当社所定の申込書により届出ください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

### 8. (免責事項)

- (1) データ伝送サービス利用に関し、天災・火災・騒乱等の不可抗力または通信回線の障害その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 依頼データの送信遅延または依頼データの瑕疵等により振込・納付指定日に処理できない場合、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (3) 依頼データに基づいて処理した結果について、金額の相違、振込・納付洩れ等による損害が発生しても当社は責任を負いません。

### 9. (協議事項)

本規定で定めた事項以外の取扱を行う場合は、別途協議して当該取扱方法等を定めるものとします。

### 10. (解約・サービスの停止)

- (1) データ伝送サービスの利用は、当事者の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は当社所定の申込書によるものとします。
- (2) データ伝送サービスの利用が6か月以上の期間にわたり行われなかった場合、当社はその取扱を中止することがあります。

#### 11. (契約期間)

この伝送サービスの契約期間は、契約の日から1年間とします。ただし、期間満了の2か月前までに契約者または当社が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とします。

#### 12. (関係規定の適用・準用)

この規定に定めのない事項については、パソコンバンクサービス・パソコンサービス利用規定、振込規定、関係する預金規定、総合口座規定、当座勘定規定により取扱います。

#### 13. (規定の変更)

当社は、本件規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本件規定の変更が、本件規定の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本件規定を変更することができるものとします。この場合、当社は、当社のホームページ上の「データ伝送利用規定」を改定し掲示します。

以上

《総合振込サービスデータ伝送利用規定》

1. (委任事務)

(1)データ伝送サービス利用申込書(以下「申込書」といいます)の申込者(以下「依頼人」といいます)が、依頼人の取引先への振込事務を当社に委託する場合、申込書により委託内容を届出るものとします。

2. (振込先金融機関の範囲)

振込先金融機関の範囲は、当社の本支店ならびに当社が取組可能な金融機関の本支店とします。

3. (指定口座の確認)

当社に振込を依頼するに当たっては、あらかじめ取引先の指定口座の確認を行ってください。指定口座の確認に際し必要ある場合は、当社は協力します。

4. (振込依頼)

振込依頼は、申込書記載の日時までに当社に対しデータ伝送により行ってください。

5. (振込処理)

当社は、依頼人からデータ伝送された振込依頼明細にもとづき、振込指定日に振込手続を行います。

6. (資金決済)

(1)振込資金は、振込資金の引落指定日の前日までに当社に交付してください。

(2)振込資金を預金口座振替の方法により交付する場合は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。

なお、振込資金の引落しに際して、振込資金が当該預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)をこえるときは、当社は振込を中止することがあります。

7. (手数料)

(1)振込事務に関する手数料は、当社所定の手数料(消費税を含みます)を支払ってください。

(2)手数料を預金口座振替の方法で支払う場合は、前記6-(2)に準じ、支払指定口座から自動引落しするものとします。

8. (入金通知)

当社は、取引先に対し振込の入金についての通知は行いません。

以上

《給与振込サービスデータ伝送利用規定》

1. (委任事務)

データ伝送サービス利用申込書(以下「申込書」といいます)の申込者(以下「支給者」といいます)が、支給者の役員または従業員(以下「受給者」といいます)に対する報酬・給与・賞与(以下「給与」といいます)を受給者が指定する預金口座への振込事務を当社に委託する場合、申込書により委託内容を届出るものとします。

2. (取扱店と振込指定口座)

受給者が、給与の振込を指定する取扱店は、当社の本支店ならびに当社が給与振込の提携をしている金融機関の本支店とし、振込を指定できる預金口座は、本人名義の普通預金または当座勘定とします。

3. (指定口座の確認)

支給者は、給与振込を行う受給者について、あらかじめ受給者の指定口座の確認を行ってください。指定口座の確認に際し必要ある場合は、当社は協力します。

4. (振込依頼)

支給者は当社に対し、申込書記載の日時までにデータ伝送により振込依頼を行ってください。

5. (振込処理)

当社は、支給者からデータ伝送された振込依頼明細にもとづき、振込指定日に受給者の指定預金口座へ入金されるよう振込手続を行います。

6. (資金決済)

(1)振込資金は、振込資金の引落指定日の前日までに当社に交付してください。

(2)振込資金を預金口座振替の方法により交付する場合は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。

なお、振込資金の引落しに際して、振込資金が当該預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)をこえるときは、当社は振込を中止することがあります。

7. (入金通知)

当社は、受給者に対し給与振込の入金についての通知は行いません。

8. (支払開始時期)

受給者に対する給与振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。

9. (手数料)

(1)給与振込事務取扱に関する手数料は、当社所定の手数料(消費税を含みます)を支払ってください。

(2)手数料を預金口座振替の方法で支払う場合は、前記6-(2)に準じ、支払指定口座から自動引落しするものとします。

以上

## 《預金口座振替サービスデータ伝送利用規定》

### 1. (委任事務)

データ伝送サービス利用申込書（以下「申込書」といいます）の申込者（以下「委託者」といいます）が、預金口座振替収納事務を当社に委託する場合、申込書およびデータ伝送による口座振替サービス利用届出書により委託内容を届出るものとします。

### 2. (取扱店等)

預金口座振替収納事務を取扱うにあたり、当社の取りまとめ店および取扱店は申込書に記載の店舗とします。

### 3. (預金口座振替依頼書の受理等)

当社取扱店は、預金者から預金口座振替の依頼を受けたときは、預金口座振替依頼書（以下「依頼書」といいます）および預金口座振替申込書（以下「口座振替申込書」といいます）を提出させ、これを承諾したときは口座振替申込書を委託者に送付します。

なお、委託者に預金者から依頼書および口座振替申込書が提出されたときは、委託者は、必要事項が記載されていることを確認のうえ、依頼書を当社に送付してください。当社は、記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項があるときは、これを受理せずすみやかに返送します。

### 4. (振替日)

(1) 振替日は、申込書に記載の日とします。なお、当日が当社の休業日の場合も、申込書記載の日とします。

(2) 振替日を変更する場合は、預金者に対して周知徹底してください。当社は、これに関し特別な通知は行いません。

### 5. (振替依頼)

振替依頼は、申込書記載の日時までに当社に対しデータ伝送により行ってください。

### 6. (振替処理)

当社は、委託者からデータ伝送された請求明細にもとづき、振替日に当社所定の方法で振替処理を行います。

### 7. (口座への入金)

当社は、当社所定の日に前記6. の振替代り金を委託者の預金口座へ入金します。

### 8. (振替処理結果の通知)

当社は、当社所定の日時までに振替処理結果を作成しますので、委託者は当該日時以降に振替処理結果を受信してください。

### 9. (預金者への通知)

当社は、預金口座振替に関して預金者に対して預金者に対する領収書の作成、引落済の通知および入金の督促等を行いません。

### 10. (振替不能分の再振替)

振替不能分について再度預金口座振替により請求するときは、次回の振替請求時に行ってください。この場合、再請求分と次回請求分を同時に請求するときは、その引落しについて優先順位をつけないものとします。

#### 11. (停止通知)

預金口座振替による収納を停止したときは、その氏名等を取りまとめ店に通知してください。

#### 12. (取扱手数料)

預金口座振替収納事務取扱に関する手数料は、当社所定の手数料（消費税を含みます）を申込書記載の方法により支払ってください。

#### 13. (解約・変更通知)

預金者の申出または当社の都合により、当該預金者との預金口座振替契約を解約または変更したときは、当社はその旨通知します。

ただし、預金者が当該指定預金口座を解約したときは、この限りではありません。

以上

## 《地方税納付代行サービスデータ伝送利用規定》

### 1. (委任事務)

個人市区町村民税・個人都道府県民税（以下「地方税」といいます）の特別徴収義務者（以下「委託者」といいます）が地方税の納付事務を当社に委託する場合は、申込書により委託内容を届出るものとします。なお、本サービスは給与税額のみを対象とし、退職税額は取扱できません。

### 2. (納付依頼)

納付依頼は、申込書記載の日までに当社の指定する場所にデータ伝送により行ってください。

### 3. (納付処理)

(1) 納付指定日は毎月10日とします。当日が銀行休業日の場合は翌営業日とします。

(2) 当社は、委託者より送信された納付依頼データに基づき、納付指定日に納付処理を行います。

### 4. (資金決済)

(1) 納付資金は、納付資金の引落指定日の前日までに当社に交付してください。

(2) 納付資金を預金口座振替の方法により交付する場合は、普通預金規定、総合口座取引規定、納税準備預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出または当座小切手の振出は不要とします。

なお、納付資金の引落に際して、納付資金が当該預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）をこえるときは、当社は納付を中止することがあります。

5.（納付結果の返却）

当社は、前記3により納付手続を行なった後、領収証書等を返却します。

6.（取扱手数料）

（1） 地方税納付事務に関する取扱手数料は、当社所定の取扱手数料（消費税を含みます）を支払ってください。

（2） 取扱手数料を預金口座振替の方法で支払う場合は、前記4.（2）に準じ、引落指定口座から自動引落するものとします。ただし、納税準備預金は除きます。

以上  
(2021年10月改定)